福祉教育委員会記録

- 1 日 時 令和元年12月16日(月) 午前 9時58分 開会 午前10時44分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員

委員長 田 窪 秀 道 副委員長 伊 藤 嘉 秀 委員 小 野 志 保 委員 米 谷 和 之 委員 河 内 優 子 委員 藤 田 幸 正 委員 近 藤 司

4 欠席委員

なし

- 5 説明のため出席した者
 - ・市長 石川勝行
 - •教育委員会事務局

教育長 橋 良 光 教育委員会事務局長 加藤京 子 高 総括次長(文化振興課長) 原 郎 次長(スポーツ振興課長) 野 瞖 桑 神

•福祉部

部 長 藤 憲 明 総括次長(健康子育て推進監) 櫻 木 俊 彰 田 次長(子育て支援課長) 曽我部 みさ 次長(地域福祉課長) 古 川 哲 久 次長(地域包括支援センター所長) 伊 達 忠 幸 生活福祉課長 桑内 章 裕 庄 三 介護福祉課長 久 枝 国保課長 河 端 洋 保健センター所長 沂 藤 珠美 保健センター主幹 石 見 慈 船木保育園長 林 美和子 東田保育園長 山中玲 子

- 6 委員外議員 片 平 恵 美
- 7 議会事務局職員出席者

議事課主幹 小 島 篤 議事課副課長 美 濃 有 紀

- 8 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり
- 9 会議の概要

開会 午前9時58分

●田窪委員長:<開会挨拶>

○市長:<挨拶>

(1) 付託案件審査

◎教育委員会関係

◇講案第78号 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者の指定について

○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):<説明>

<質 疑>

- ●藤田委員:応募が1団体しかなかったことについて、どう考えているか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):複数の団体が応募することで応募者に切磋琢磨してもらい、選定委員会で比較して評価することが望ましいと考えている。市の規定に基づいて公告し、市政だよりやホームページで広報した。あかがねミュージアムの指定管理も2回目ということで認知されているものと考えており、ことし5年間の指定管理の募集があるということも県内で認知されていると考えていた。結果、1団体だけという応募であり、ルールに基づいて1団体を評価した。
- ●藤田委員:審査結果についての資料では80.1という採点は出ているが、配点が列記されている各項目の点数は公表できないのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):各項目の点数、各選定委員の採点等については、これまでのほかの指定管理の結果でも公表しておらず、同様に取り扱った。採点については、7人の選定委員の上位と下位の点数を除いた平均の点数を公表している。
- ●藤田委員:観光案内所があかがねミュージアムにあるが、それを利用する人は芸術文化目的とは利用の時間帯等が違うと思うが、休日に開けてほしいという要望があった場合は、協議になるのか。また、年末年始の開館や開館時間を長くしたいという場合は、指定管理者との協議で変更できるのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):基本的には、臨機応変な対応は可能である。ただし、 指定管理の業務内容や開館時間を示して募集し、応募者から指定管理料の収支予算の書類が提出されている。 それを受けて、1年間消費税込みで1億5,400万円の5年分の債務負担行為を提案している。人件費が指定管 理料の大きなウエイトを占めており、開館時間については人件費の影響がかなり出ると思われるため、臨機 応変に対応しているが、これまで以上に大きな変更をする場合には、改めて協議が必要であると思っている。 地方祭や、年末年始も頑張ってもらっていると認識している。年末年始は12月30日、31日、1月1日の3日

間のみの閉館ということで頑張って開館しており、駅前の賑わいづくり、観光振興にも寄与してもらう中で、 開館時間を協議して運営しているところであり、これ以上はかなり協議が必要であると思う。

- ●近藤委員:観光案内所は指定管理の中ではどうなっているのか。また、サポータークラブの業務はどの程度入っているのかなど、指定管理の業務内容はどうなっているのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長): 観光案内所については、経済部との関係であり、指定管理の中の業務としては扱っていない。指定管理の内容としては、総合文化施設については、あかがねミュージアム全体の保守を含めた運営管理、美術館については美術館の施設の保守も含めた維持管理と支援業務として使用許可等をお願いしている。美術館以外の施設は、太鼓台ミュージアムや地下のあかがね座、カフェも含めて全て指定管理である。サポータークラブについても指定管理で対応している。
- ●近藤委員:保守も含めた管理ということだが、手すりや自転車置き場の屋根をつけるなどの施設の修繕は 市と指定管理者のどちらが対応するのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):通常の維持管理に伴う少額の施設修繕については指定 管理者、工事に当たるような大きな金額のものは市という取り扱いになる。手すりや自転車置き場などは、 大きな金額になると思うため、対応する場合は市になると思う。ただ、自転車置き場については、これまで にも屋根がないなどの指摘を受けているが、駅前の駐輪場との関係や実際に市内の高校生などがあかがねミ ュージアムにかなり駐輪してしまう実態もあり、現在は、地下駐車場の一角を駐輪スペースとして対応して いる。今年度から地下駐車場入り口の看板で、駐輪場が下にもあることを案内している。
- ●藤田委員:北の方に駐車場があるが、それも指定管理の中に含まれているのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):第2駐車場については、来年度以降も継続して借り受けて開放することを考えている。借り受けの経費については、市が直接負担する予定である。
- ●伊藤委員:ハートネットワークを中心としたあかがねミュージアム運営グループにおいては、バラエティに富んだイベントや展示内容など、柔軟に対応していただき、幅広い年齢層の市民に親しまれる施設になってきたと思う。そうした中で、市民からは、担当者の顔がどんどん変わっていく、人材が育っていないのではないかという声も聞かれる。次の5年間は、ノウハウの蓄積と人材の育成により一層努めてほしい。
- ●米谷委員:避難訓練は今まで実施したことがあるのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):火災訓練は毎年実施しており、その中の1つとして、 避難誘導訓練も実施していると考えている。訓練については、美術館の職員、指定管理の職員、全員が対象 で参加している。
- ●米谷委員:前提として、さまざまな方が入場されるため、地震を対象にした訓練もある程度必要だと思う。 特に職員は、知識や実際の動きについて訓練する必要があると思うため、よろしくお願いする。
- ●藤田委員:収蔵品が災害にあった場合の対応は、指定管理に含まれているのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):美術館の収蔵品であるため、市が責任を持つ。ただし、 施設の管理運営は指定管理業務であるため、一緒になって収蔵品を守ることになると思う。

<討 論>

●近藤委員:年末年始、お盆などの開館は柔軟に対応するということだが、あかがねミュージアムには太鼓 台を展示しており、現在開催中の木梨憲武展はオープンのときに行列ができるほど人気があり、正月をまた いでいるが、帰省する人も多いため、少々無理をしてでも開館日や開館時間を延ばすなど配慮することを要 望して賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)

○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長):<説明>

<質 疑>

- ●藤田委員:東京オリンピック聖火リレー推進事業費について、新居浜市で何人くらいとか、どのような内容なのか。
- ○神野教育委員会次長(スポーツ振興課長): オリンピックの聖火リレーについては、来年4月22日、23日 に愛媛県20市町で実施され、新居浜市は4月22日に決定している。近日中に、組織委員会及び愛媛県実行委員会から詳細な内容について発表されると伺っており、詳細なことは申し上げられないが、4月22日にあかがねミュージアムから市内中心部で実施する予定である。
- ●近藤委員:新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設管理委託料の債務負担行為について、年1億5,400万円ということだが、実績はどうなっているのか。また、初年度と現在との比較はどうか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長)初年度は7月からの委託であり、金額は若干少ないが、 基本的には毎年1億4,000万円と消費税で対応している。実際の収支は、平成28年度から平成30年度の平均では、収入が指定管理料のほか入場料、施設利用料、講座受講料、駐車場料金、物販売り上げなどで約1億7,100万円、支出については、約1億7,400万円であり、約300万円のマイナスである。これを受けての次期の5年間については、指定管理者の方で、指定管理単独で自立を目指すという基本方針を持っており、子弟管理料はこれまでと同額の1億4,000万円に消費税を加えた1億5,400万円で毎年の収支を整えている。光熱水費などの節減や、指定管理料以外の収入をふやすなど、指定管理料を増額せずに運営する考えである。
- ●近藤委員:関連になるが、先日入場者が100万人を突破したと新聞に載っていたが、当初の予想より多いのか。
- ○桑原教育委員会事務局総括次長(文化振興課長): 当初は、郷土美術館などを参考に年間11万5,000人を目標としていたが、毎年の入場者は約20万人で、12月7日に100万人を突破した。当初の予定よりも多くの方が入場していると評価している。

*後刻一括採決

休憩 午前10時30分/ 再開 午前10時32分

◎福祉部関係

◇議案第86号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):<説明>

<質 疑>

- ●近藤委員:1日当たり11時間認定と8時間認定の、市立保育園での人数と比率はどうか。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):後ほど確認して説明する。
- ●小野委員:30分延長での保育士の給料と体制はどうなるのか。時差出勤などはあるのか。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長): 規程において保育士の勤務時間を変更する予定である。 7時30分から18時までという中で、時差出勤等で保育士が対応しており、開始時間を7時15分、終了時間を18時15分に変更する。勤務時間数は変更ないが、保育所が開いている時間が長くなるため保育士にかかる負担は結構あると思うが、保育士の負担や子供の保育に無理のない形でうまく運用し、同時に、保育士不足に対応できるよう保育士をもっと確保できる方策を考えていきたい。
- ●藤田委員:1月当たり平均275時間までと1月当たり平均200時間までの区分の違いは何か。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):子供の保育時間のことであるが、保護者の勤務時間によって、子供を預かる時間が標準時間の11時間になるのか短時間の8時間になるのかが区分される。長い時間勤務されている方は11時間の認定になるが、短いパートで働いている場合は、短時間の認定になる。
- ●藤田委員:保護者の勤務時間によるということだが、勤務時間が変更になる場合は、短時間から11時間に すぐに変更できるのか。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):引っ越しにより、家から勤務場所まで時間がかかるようになる場合も想定でき、そういう場合も含め、変更することは可能である。

<討 論> な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)

○櫻木福祉部総括次長(健康・子育て推進監) : <説明>

<質 疑>

- ●藤田委員:私立保育所等施設整備事業については、申請は1園のみか。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):新田保育園1園だけである。
- ●藤田委員:事業は毎年あるのか。
- ○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):毎年各園に照会し、各園から書類を提出してもらい、予算的なことや緊急性によって市で判断している。

●藤田委員:予算規模は同じくらいか。

○曽我部福祉部次長(子育て支援課長):施設の改修内容によって異なる。今回は補助対象経費が約1,400万円で、国の補助金が半分の約700万円、市の補助金が4分の1で、全体で約1,000万円の予算規模になっている。昨年度はブロック塀を改修したが、今回よりもずいぶん低い金額であった。金額の大小はあるが、計画的に、突出しすぎない形で調整している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

○閉 会 午前 10時45分 閉会

福祉教育委員会付託案件表

令和元年12月16日

○教育委員会関係
議案第78号 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者の指定について
議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)
第1表 歳入歳出予算補正中 ぺージ゛
歳出 第10款 教育費 ・・・・・・・・・・・・・ 3・20・21
第3表 債務負担行為補正 追加
新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設管理委託料 ・・・・・・ 5
○福祉部関係
議案第86号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につい
T
議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第3号)
第1表 歲入歲出予算補正中
歳出 第3款 民生費 ・・・・・・・・・・・・・・ 3・17・18
第 4 款 衛生費 ・・・・・・・・・・・・・・ 3・18・19